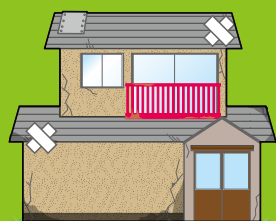


密集住宅市街地整備促進事業

西小松川町、東小松川一・二丁目地区

老朽建築物取壊し・建替え費助成制度

対象区域内での老朽建築物の取壊しや建替え費用の一部を助成します。



建替えて
安心して
喜らせるように
なったよ

気がかりだった
空き家を
取壊せて
よかったわ



- **事業期間** 令和15年度(令和16年3月31日)まで
- **対象区域** 江戸川区西小松川町、東小松川一・二丁目
- **対象建築物** 昭和56年5月31日以前の本造建築物

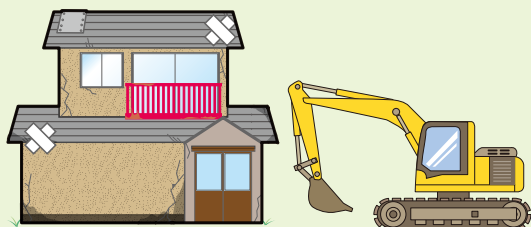
老朽建築物取壊し費用

制度① 建物の取壊しをお考えの方へ

助成対象

昭和56年5月31日以前の本造建築物の取壊しをする方

※詳しい助成要件についてはホームページをご覧ください。



助成金額

- ①取壊し費用 延床面積 (㎡) × @23,000円 (限度額)
- ②石綿(アスベスト)分析調査費・除去処分費用 延床面積 (㎡) × @10,000円 (限度額)

例: 延床面積100㎡の老朽建築物を取り壊す場合

- ①取壊し費用の助成 230万円
- ②石綿分析調査・除去処分費用の助成 100万円

※①②ともに実際にかかった費用と比較し低い額が助成金額となります。

令和8年度より取壊し費用の助成単価を変更しました。助成単価は対象承認時の単価が適用されます。

建築設計費用・工事監理料

制度② 建物の建替えをお考えの方へ

助成対象

昭和56年5月31日以前の本造建築物を耐火・準耐火建築物に建替える方

※制度1の老朽建築物取壊しを行うことが必要です。詳しい助成要件についてはホームページをご覧ください。

助成金額

助成対象床面積(建築物の1階～3階の総床面積)に応じて区が算出した額

例: 延床面積100㎡に建替える場合

設計・工事監理費用の助成 245万円(※)

※令和8年4月1日現在の助成金額
詳しくはホームページをご覧ください。



お問い合わせ先

江戸川区 都市開発部 まちづくり推進課 まちづくり第二係
(江戸川区役所本庁舎北棟2階) **03-5662-6470**(直通)



ともに、生きる。
江戸川区

専門家派遣（無料）

制度③ 建物の取壊し・建替えでお悩みがある方へ

対象者

老朽建築物または土地の所有者



相談できる専門家

弁護士、司法書士、行政書士、建築士、不動産鑑定士、税理士、ファイナンシャルプランナーなど相談内容に適した専門家をご自宅等に無料で派遣します。

派遣できる回数

1回2時間まで、同一年度5回まで

助成対象区域



申請手続きの流れ

- ① 事前相談
- ② 助成対象承認申請
- ③ 助成対象承認通知
- ④ 工事着手
- ⑤ 工事完了報告
助成金交付申請
- ⑥ 助成金交付決定通知
- ⑦ 助成金請求
- ⑧ 助成金交付

申請者 区

※助成金の手続きは予算の都合上、当該年度の2月末までに⑧まで終わってください。

※交付決定は当該年度の予算の範囲内で行います。

申請にあたっての 注意事項

書類の審査には対象建築物の現地調査などおおむね10日から14日を要します。期間に余裕をもってご申請ください。

- 工事の着手前に助成対象承認通知を受けることが必要です。
- 他の助成制度を利用している（利用する予定の場合）場合は、当該助成制度を利用できない場合があるため、必ず区へご相談ください。
- 助成対象承認後、申請内容に変更が生じた場合は、必ず区へご相談ください。